

# 人事行政の運営状況をお知らせします

●問い合わせ／人事課 人事係 内線2141

市職員の給与や定員管理の状況などを市民の皆さんによりいっそう理解していただくため、地方公務員法・市の条例の規定に基づき、毎年その状況を公表しています。なお公表内容は、特段の説明がない限り一般職の正規職員の状況となっています。

## 採用・退職、職員数の状況

### (1) 採用・退職の状況

単位：人

|                     | 一般行政職 | 専門職 | 医 師 | 看護職 | 医療技術職 | 技能労務職 | 任期付研究員 | 合 計 |
|---------------------|-------|-----|-----|-----|-------|-------|--------|-----|
| 退職 (26.4.1～27.3.31) | 26    | 13  | 22  | 16  | 5     | 3     | 0      | 85  |
| 採用 (26.4.2～27.4.1)  | 33    | 3   | 19  | 31  | 10    | 3     | 1      | 100 |

※一般行政職：事務職、技師（土木、建築等）

専門職：保健師、保育士、介護員、教諭等

医療技術職：薬剤師、診療放射線技師、臨床心理士、臨床検査技師、理学療法士、管理栄養士、作業療法士、言語聴覚士その他の病院勤務職

技能労務職：調理員等

### (2) 職員数の状況

27年4月1日現在の普通会計職員数は、前年比△1人(0.1%)減となっています。その他会計職員数は、前年比15人(1.9%)増となっており、主に病院機能充実のため医療職員の採用を増やしたことによるものです。

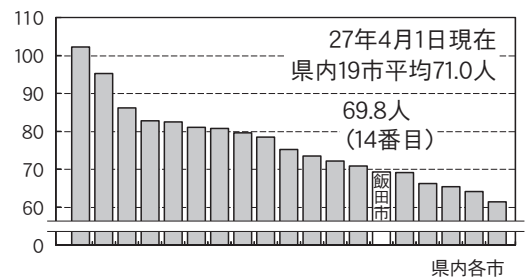
|      | H17.10.1 | H26.4.1 | H27.4.1    | 対前年増減数 |
|------|----------|---------|------------|--------|
| 普通会計 | (人) 758  | 729     | <b>728</b> | △ 1    |
| その他  | 680      | 780     | <b>795</b> | 15     |

※職員数は、一般職（教育長除く）の職員数です。

### (3) 職員数の県内他市との比較

27年4月1日現在の市民1万人あたりの普通会計職員数は69.8人であり、県内19市との比較では少ないほうから6番目となっています。19市の平均は71.0人であり、当市の人口規模である約10万人に換算して比較すると、飯田市の職員数の水準は平均を12人下回っています。

市民1万人あたり職員数



### (4) 定員適正化計画(6次)の進捗状況

○計画の概要(計画期間：23年4月1日～29年4月1日)

23年4月1日現在の総職員数820人(市立病院、介護老人保健施設および土地開発公社を除く。)を29年4月1日時点で800人以下(△2.4%)とするものです。

○進捗状況

27年4月1日現在の実職員数は806人であり、計画の起点となる23年4月1日現在の820人に比べて△14人(△1.7%)の削減をしました。

## 職員給与の状況

### (1) 人件費の状況(各年度普通会計決算)

|      | 職員数  | 職員給与費       |           |           |             | (参考)<br>一般行政職の平均給料月額 |
|------|------|-------------|-----------|-----------|-------------|----------------------|
|      |      | 給料(基本給)     | 諸手当       | 期末・勤勉手当   | 計           |                      |
| 26年度 | 729人 | 2,646,889千円 | 498,902千円 | 969,982千円 | 4,115,773千円 | 321,000円             |
| 25年度 | 730人 | 2,661,466千円 | 485,773千円 | 944,417千円 | 4,091,656千円 | 326,000円             |

※諸手当は、扶養手当、通勤手当、時間外勤務手当などであり、退職手当は含みません。職員数および平均給料月額は各年4月1日現在。

### (2) 職員手当の状況(27年4月1日現在の制度)

① 月額支給手当 ※国の制度に準拠しています。

| 項 目  | 説 明                                    |
|------|----------------------------------------|
| 扶養手当 | 扶養親族のある職員に支給されます。                      |
| 住居手当 | 借家または借間に居住し、一定額を超える家賃を支払っている職員に支給されます。 |
| 通勤手当 | 公共交通機関または交通用具などを利用して通勤する職員に支給されます。     |

② 特殊勤務手当(27年4月の支給実績より)

特殊勤務手当は、危険性、不健康性または困難性を伴う勤務に従事した職員に支給される手当です。

| 職 種       | 支給職員/職員数 | 支給職員1人<br>あたり平均月額 | 主 な 支 給 内 容                            |
|-----------|----------|-------------------|----------------------------------------|
| 一 般 行 政 職 | 28/668人  | 0.4万円             | 税の賦課や徴収、用地交渉、給水停止処分などを行った職員に1日につき定額を支給 |
| 医 師       | 33/79    | 12.1              | 医療業務に従事する医師に勤務した実績に応じて支給               |
| 看護職・保健師   | 276/417  | 3.1               | 病院で深夜(22時～翌日5時)勤務を行った職員に1日につき定額を支給     |
| 医 療 技 術 職 | 33/147   | 0.9               | 病院で救急患者のために待機を行った職員に1日につき定額を支給         |
| 介 護 員     | 21/34    | 2.4               | 病院で深夜(22時～翌日5時)勤務を行った職員に1回につき定額を支給     |
| 調 理 員     | 17/48    | 0.4               | 早出勤務を行った調理員に時間外勤務手当に替えて1回につき定額を支給      |

○市では15年度、19年度および25年度に特殊勤務手当の精査を行い9手当を廃止しています(27年4月1日現在15手当)。

③ 期末・勤勉手当(27年4月1日現在)

| 支 給 率 | 期末手当    | 勤勉手当   |
|-------|---------|--------|
| 6月期   | 1.225月分 | 0.75月分 |
| 12月期  | 1.375月分 | 0.75月分 |
| 計     | 2.60月分  | 1.5月分  |

○期末勤勉手当の支給率は、国や民間事業所の支給実態調査に基づき人事院勧告がなされ、これに全国の市町村が準拠して決定しています。また、より当地域の実態に近いものになるよう長野県の実施する民間調査も考慮されています。

○勤勉手当の支給率は職員の総支給額の上限であり、市では人事評価に基づいた支給率の増減を行っています(現在は管理職のみ)。

○支給率は、国と同じです。

④ 退職手当(27年4月1日現在)

| 支 給 率 | 自己都合     | 早期退職      | 定 年        |
|-------|----------|-----------|------------|
| 勤続20年 | 20.445月分 | —         | 25.55625月分 |
| 勤続25年 | 29.145月分 | 34.5825月分 | 34.5825月分  |
| 勤続35年 | 41.325月分 | 49.59月分   | 49.59月分    |
| 最高限度  | 49.59月分  | 49.59月分   | 49.59月分    |

○退職手当の支給率は、国家公務員の退職手当法に準拠して決定しています。

⑤ その他の諸手当等

給料の調整額(病院勤務職員に支給)、単身赴任、時間外勤務、休日勤務、夜間勤務、宿日直、管理職員特別勤務、管理職、災害派遣

(3) 特別職の報酬等の状況(28年1月1日予定)

| 区 分    | 実支給額     | 期末手当                                   |
|--------|----------|----------------------------------------|
| 市長     | 876,000円 | 6月期 1.475月分<br>12月期 1.625月分<br>計 3.1月分 |
| 副市長    | 720,000円 |                                        |
| 教育長    | 634,000円 |                                        |
| 市議会議長  | 499,000円 |                                        |
| 市議会副議長 | 436,000円 |                                        |
| 市議会議員  | 407,000円 |                                        |

○14年度から特別職の報酬月額削減を実施しています。

現在の削減率は、理事者(市長・副市長・教育長)が5%です。

○議員(議長、副議長、議員)は、期末手当から報酬月額3%を減じています。

(4) 職員の初任給の状況(27年4月1日現在)

| 区 分                 | 飯 田 市    | 国                                      |
|---------------------|----------|----------------------------------------|
| 行政上級試験採用<br>(大学卒程度) | 172,200円 | (総合職)<br>185,800円<br>(一般職)<br>172,200円 |
| 行政初級試験採用<br>(高校卒程度) | 140,100円 | (一般職)<br>140,100円                      |

(5) 特別職の退職手当(28年1月1日予定)

| 区 分 | 退職手当の算出方法                   |
|-----|-----------------------------|
| 市長  | 給料月額 × 勤続月数(上限48月) × 0.475  |
| 副市長 | 給料月額 × 勤続月数(上限48月) × 0.3325 |
| 教育長 | 給料月額 × 勤続月数(上限36月) × 0.247  |



(6) 職員(職責別)の年間平均給与額(26年度)

○職員数は26年度末の普通会計職員であり、26年度中に退職・休職・育児休業した職員、年度中途採用の職員を除いています。  
また、年収額は控除前の額であり、実際には諸税や健康保険・年金の自己負担分などが控除されます。

| 職 責     | 職員数  | 平均年齢    | 平 均<br>勤続年数 | 平均給料額<br>(基本給 年間) | 平均手当額<br>(年間) | 年 収<br>(控除前) |
|---------|------|---------|-------------|-------------------|---------------|--------------|
| 部 長     | 12人  | 58歳 6月  | 35年 3月      | 5,355,760円        | 3,162,380円    | 8,518,140円   |
| 課 長     | 44人  | 56歳 5月  | 32年 7月      | 4,964,447円        | 2,815,019円    | 7,779,466円   |
| 課 長 補 佐 | 57人  | 53歳 2月  | 30年 4月      | 4,697,565円        | 2,329,446円    | 7,027,011円   |
| 係 長     | 123人 | 49歳 11月 | 27年 11月     | 4,364,943円        | 1,924,460円    | 6,289,403円   |
| 役 職 な し | 466人 | 39歳 1月  | 15年 9月      | 3,362,785円        | 1,346,527円    | 4,709,312円   |

(参考) 27年4月1日現在の給料平均額の比較では、県内19市中飯田市は部長級で5番目、課長級で7番目、課長補佐級で10番目、係長級で14番目、役職なし主事で10番目となっています。

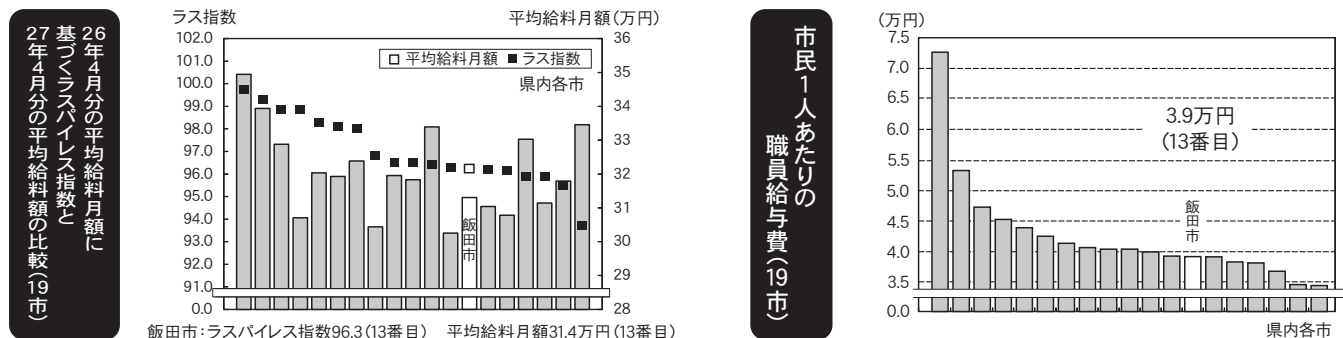
## (7) 職員給与費の適正化の状況 (26年度普通会計決算)

### ① 職員給与費の削減状況

市では、行財政改革大綱に基づき、職員給与の適正化に努めています。平成8年度から取り組んでいる全職員の昇給抑制、給料表の減額改正、55歳超の管理職員の給料月額1.5%減額その他給与制度・諸手当の見直し、職員数の削減により、平成8年のピーク時に比べ15.0%削減しています。また、給与制度の見直しを行い、27年4月から給料表の水準を平均2%引き下げました。

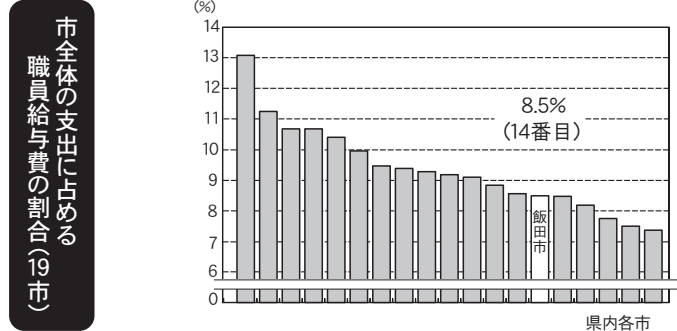
### ② 職員給与の県内各市(19市)との比較

地方公務員の給与は、法律により国や他の自治体職員との均衡を図る必要があるとされており、そのための目安となる指標がいくつかあります。26年度普通会計決算に基づく県内各市との主な指標の比較は次のとおりです。



ラスパイルズ指数は、国と市の一般行政職(税務部門や企業職、病院などを除く)の職員の基本給(4月分)を比較しています。100以下であれば国を下回っていることになります。

1年間に支払われたすべての給与費を市の人口で割ったものです。職員の給与が人口規模に見合ったものであるか判断できます。



市全体の支出に占める職員給与の割合です。市の財政規模(予算の大きさ、つまり仕事量)に対して職員の給与が適正であるか判断できます。

○市では、実際に支払われた決算額に基づく指標で県内各市と職員給与を比較した場合、他市に比べて著しく高い職員給与ではないものと考えておりますが、市の財政状況などを踏まえ、引き続き職員給与の適正化に努力していきます。

○また、18年4月に公務員の給与をよりその地域の民間給与実態に合わせるための制度改正が行われ、飯田市でも職員の給料表の水準を平均4.8%引き下げました。

## 研修および勤務成績の評定の状況

### (1) 職員研修の状況 (26年度)

※参加者には一部、臨時非常勤職員を含み、配属先の業務に係る専門研修を除きます。

|                                                                     |        |
|---------------------------------------------------------------------|--------|
| 普通会計決算額 17,706千円(前年度 21,866千円)                                      | 延べ参加者  |
| 1 新規採用職員研修(採用前、接遇、前期、3カ月経過、文書事務・情報セキュリティ、自動車安全運転、正式任用前)             | 320人   |
| 2 年齢別階層別研修(新任課長・課長補佐・係長、法制執務、キャリアデザイン、人事評価、人事評価制度、自治体基本法務研修、一般行政職員) | 219人   |
| 3 選択研修(マネジメント、カウンセリング、ISO、育成キャリア、地域課題、市町村アカデミー、救急救命、中央省庁等長期派遣)      | 1,075人 |

### (2) 勤務成績の評定の状況 (26年4月1日現在の制度)

市では職員の人材育成を目的として人事評価制度を導入しており、職員一人ひとりの資質の向上や組織として最大限の成果を発揮できる仕組みづくりを進めています。

また、職員の能力や実績をより重視した処遇確立のため、給与制度や昇任制度の見直しを行っています。

| 評定の種類                  | 実施時期        | 被評定者 |
|------------------------|-------------|------|
| 昇給に係る人事評価              | 年1回(9月)     | 全職員  |
| 目標管理の成果確認<br>および勤務実績評価 | 年2回(9月、3月)  |      |
| 昇任に係る人事評価              | 年2回(6月、11月) | 該当職員 |

## 勤務時間その他の勤務条件の状況

### (1) 勤務時間、休憩時間、休日など (27年4月1日現在 標準職場の例)

| 1週間の<br>勤務時間 | 1日の勤務時間の割り振り |         |         | 週休日・休日                                 |
|--------------|--------------|---------|---------|----------------------------------------|
|              | 始業時刻         | 終業時刻    | 休憩時間    |                                        |
| 38時間45分      | 午前8時30分      | 午後5時15分 | 正午～午後1時 | 週休日:土曜日・日曜日<br>休日:祝日、年末年始(12月29日～1月3日) |

※業務内容により上記の勤務時間によらない職場や交代制勤務職場などでは、別に勤務時間を定めています。

## (2) 休暇・休業の状況

| 休暇等の種類       | 概 要・付与日数等                                                          | 取得状況等(26.1.1～26.12.31) |
|--------------|--------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 年次休暇<br>(有給) | 1年につき20日付与 ※翌年に限り繰越可能(最大20日)                                       | 平均取得日数5.8日(消化率15.3%)   |
| 療養休暇<br>(有給) | 負傷または疾病のため、療養する必要がある場合に認められる休暇<br>療養に要する期間を付与(疾病等の種類により最大90日/180日) | 1週間を超える療養休暇取得者 延べ74人   |
| 特別休暇<br>(有給) | 結婚、産前産後、忌引など特別な事由がある場合に認められる休暇<br>休暇の種類により異なる期間を付与                 | 代表的な産前産後休暇の取得者 延べ72人   |
| 介護休暇<br>(無給) | 日常生活に支障がある特定の家族を介護する場合に認められる休暇<br>連続する6月の期間内において必要と認められる期間を付与      | 0人                     |
| 組合休暇<br>(無給) | 職員団体の業務に従事する場合に認められる休暇<br>1年につき30日以内で付与                            | 1人                     |
| 育児休業<br>(無給) | 3歳に満たない子を養育する場合に承認される休業                                            | 延べ36人                  |

※療養休暇、産前産後休暇、介護休暇、育児休業の取得状況は、期間内に休暇等を開始した職員の延べ人数となっています。

## 分限処分・懲戒処分等の状況

| 種 類           | 概 要                                                                                 | 処分件数等(26年度)                           |
|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|
| 分限処分          | 職員が重い病気など一定の事由によってその職務を十分に果たすことができない場合や廃職・過員などが生じた場合に、本人の意に反してその身分に不利益な変動をもたらす処分です。 | 分限処分18件<br>(免職0、休職18、降任0、降給0)         |
| 懲戒処分・<br>矯正措置 | 懲戒処分は職員の義務違反に対する道義的責任を問う制裁処分です。<br>この懲戒処分とは別に、訓告や口頭厳重注意などの矯正措置があります。                | 懲戒処分1件<br>(免職0、停職0、減給0、戒告1)<br>訓告等 3件 |

※処分件数は職員の延べ人数となっています。

## サービスの状況

市の職員には服務上の義務が地方公務員法によって規定されています。主な義務は右のとおりです。

なお、職務専念義務と営利企業等への従事制限については、条例規則等で定める一定の条件のもと、免除または許可を行う場合があります。

|                      |                                                             |
|----------------------|-------------------------------------------------------------|
| 服務上の義務<br>(地方公務員法)   | 職務専念義務、信用失墜行為の禁止、<br>守秘義務、政治的行為の制限、争議行為<br>等の禁止、営利企業等への従事制限 |
| 上記義務に対する<br>違反(26年度) | 4件                                                          |

## 福祉および利益の保護の状況

### (1) 福利厚生制度の状況(26年度)

|           |                                                                                                                                                             |        |                        |      |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|------------------------|------|
| 職員の健康管理   | 普通会計決算額 17,694千円（前年度 17,267千円）                                                                                                                              |        |                        |      |
|           | 受診者                                                                                                                                                         |        | 受診者                    |      |
|           | 1 人間ドック                                                                                                                                                     | 617人   | 4 婦人科検診                | 395人 |
|           | 2 定期健康診断                                                                                                                                                    | 1,510人 | 5 メンタルヘルス対策(研修)        | 126人 |
|           | 3 健康診断結果による保健指導                                                                                                                                             | 97人    | ※受診者には一部、臨時非常勤職員を含みます。 |      |
|           | 職員の健康管理事業は、地方公務員法や労働安全衛生法などの規定に基づき実施するものです。<br>上記の事業は、事業主の一部負担(市費)のほか、職員共済会、共済組合(公務員が加入する健康保険)、<br>職員の個人負担などにより実施しています。                                     |        |                        |      |
| 職員共済会への補助 | 普通会計決算額 9,407千円（前年度 9,505千円）                                                                                                                                |        |                        |      |
|           | 市が地方公務員法の規定により事業主として行うべき厚生事業の一部を、条例に基づき設置している職員の<br>互助組織(飯田市では「職員共済会」といいます)に実施させており、それに要する費用の一部を職員共済会<br>に対し補助しています。<br>主な職員共済会事業：相互扶助事業、福利厚生事業、体育事業、健康管理事業 |        |                        |      |

### (2) 公務災害の状況

市の職員が公務上、死亡したり、負傷または疾病にかかったり、またはその結果で障害が残った場合には、公務災害補償(民間の労働災害保険にあたるもの)が行われます。

|                       |
|-----------------------|
| 公務災害補償の<br>請求件数(26年度) |
| 3件                    |

## 公平委員会の報告事項

市の職員は労働基本権が制限されているため、その代償的措置として、公平委員会に対して勤務条件に対する措置要求や不利益処分に対する不服申立てできる制度が用意されています。26年度は、措置要求、不服申立ともありませんでした。